







## お詫びと訂正

2024年度版『ビジュアル公民』に誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、下記のように訂正してご使用いただきますよう、お願い申し上げます。

該当箇所	誤	正																																																								
<p>p. 38</p> <p>2 防衛の問題をめぐるあゆみ</p> <p>① 政府の憲法第9条解釈の変化</p> <p>※上から2つめのフキダシ</p>	<p>1954年12月__第9条は独立国として……</p>	<p>1954年12月 (鳩山内閣統一見解) 第9条は独立国として……</p> <p>※吉田首相の写真からのフキダシ先端部を削る。</p>																																																								
<p>p. 72</p> <p>1 行政の仕組みと主な仕事内容</p> <p>※左上の教師用赤刷り</p>	<p>国務大臣は14人以内 (2023年10月現在, 特別法により 17人)。特に必要のある場合は 16人以内とする (同19人)。</p>	<p>国務大臣は14人以内 (2023年10月現在, 特別法により 16人)。特に必要のある場合は 17人以内とする (同19人)。</p>																																																								
<p>p. 102</p> <p>2 労働三権と労働基準法</p> <p>① 労働基本権と労働三権</p> <p>※労働基準法と憲法上の根拠を、28条から27条に訂正</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法律</th> <th colspan="2">労働者の権利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>憲法第27条</td> <td>すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。</td> <td>勤労の権利</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">憲法第28条</td> <td rowspan="3">労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。</td> <td>労働基準法</td> <td>労働条件の最低基準</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">労働組合法</td> <td>労働三権</td> </tr> <tr> <td>労働関係調整法</td> <td>労働三権</td> </tr> <tr> <td>労働組合法</td> <td>労働三権</td> <td>団結権</td> <td>労働組合をつくり団結する権利</td> </tr> <tr> <td>労働組合法</td> <td>労働三権</td> <td>団体交渉権</td> <td>労働条件改善のため使用者と対等な立場で交渉する権利</td> </tr> <tr> <td>労働関係調整法</td> <td>労働三権</td> <td>団体行動権 (争議権)</td> <td>労働条件の改善が受け入れられなかった場合にストライキなどの争議行為を行う権利</td> </tr> </tbody> </table>	法律		労働者の権利		憲法第27条	すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。	勤労の権利		憲法第28条	労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。	労働基準法	労働条件の最低基準	労働組合法	労働三権	労働関係調整法	労働三権	労働組合法	労働三権	団結権	労働組合をつくり団結する権利	労働組合法	労働三権	団体交渉権	労働条件改善のため使用者と対等な立場で交渉する権利	労働関係調整法	労働三権	団体行動権 (争議権)	労働条件の改善が受け入れられなかった場合にストライキなどの争議行為を行う権利	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法律</th> <th colspan="2">労働者の権利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>憲法第27条</td> <td>すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。</td> <td>勤労の権利</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">憲法第28条</td> <td rowspan="3">勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。</td> <td>労働基準法</td> <td>労働条件の最低基準</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">労働組合法</td> <td>労働三権</td> </tr> <tr> <td>労働関係調整法</td> <td>労働三権</td> </tr> <tr> <td>労働組合法</td> <td>労働三権</td> <td>団結権</td> <td>労働組合をつくり団結する権利</td> </tr> <tr> <td>労働組合法</td> <td>労働三権</td> <td>団体交渉権</td> <td>労働条件改善のため使用者と対等な立場で交渉する権利</td> </tr> <tr> <td>労働関係調整法</td> <td>労働三権</td> <td>団体行動権 (争議権)</td> <td>労働条件の改善が受け入れられなかった場合にストライキなどの争議行為を行う権利</td> </tr> </tbody> </table>	法律		労働者の権利		憲法第27条	すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。	勤労の権利		憲法第28条	勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。	労働基準法	労働条件の最低基準	労働組合法	労働三権	労働関係調整法	労働三権	労働組合法	労働三権	団結権	労働組合をつくり団結する権利	労働組合法	労働三権	団体交渉権	労働条件改善のため使用者と対等な立場で交渉する権利	労働関係調整法	労働三権	団体行動権 (争議権)	労働条件の改善が受け入れられなかった場合にストライキなどの争議行為を行う権利
法律		労働者の権利																																																								
憲法第27条	すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。	勤労の権利																																																								
憲法第28条	労働者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。	労働基準法	労働条件の最低基準																																																							
		労働組合法	労働三権																																																							
			労働関係調整法	労働三権																																																						
労働組合法	労働三権	団結権	労働組合をつくり団結する権利																																																							
労働組合法	労働三権	団体交渉権	労働条件改善のため使用者と対等な立場で交渉する権利																																																							
労働関係調整法	労働三権	団体行動権 (争議権)	労働条件の改善が受け入れられなかった場合にストライキなどの争議行為を行う権利																																																							
法律		労働者の権利																																																								
憲法第27条	すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。	勤労の権利																																																								
憲法第28条	勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。	労働基準法	労働条件の最低基準																																																							
		労働組合法	労働三権																																																							
			労働関係調整法	労働三権																																																						
労働組合法	労働三権	団結権	労働組合をつくり団結する権利																																																							
労働組合法	労働三権	団体交渉権	労働条件改善のため使用者と対等な立場で交渉する権利																																																							
労働関係調整法	労働三権	団体行動権 (争議権)	労働条件の改善が受け入れられなかった場合にストライキなどの争議行為を行う権利																																																							